

# 第1回 「介護保険の利用方法 ～申請編～」

ここでは、介護保険について説明をしております。  
第1回は、介護保険の概要とその申請方法について見ていきましょう。

## STEP1

### 介護保険とはなんだろう？

介護保険は、高齢者の生活を社会全体で支える仕組みとして、平成12年にスタートした制度です。その内容は、40歳以上の方が介護保険に加入して保険料を支払い、その保険料や税金を財源とし、介護が必要な人がさまざまな介護サービスを受けることができるというものです。



## STEP2

### どんな人が介護保険を利用できるの？

以下の2種類の被保険者が介護や支援を必要とする状態になった場合、介護保険のサービスを受けることができます。

#### 第1号被保険者



市町村にお住まいの65歳以上の方  
保険証は65歳になると交付されます

#### 第2号被保険者



40～64歳の医療保険加入者(※)  
保険証は申請又は認定時に交付されます

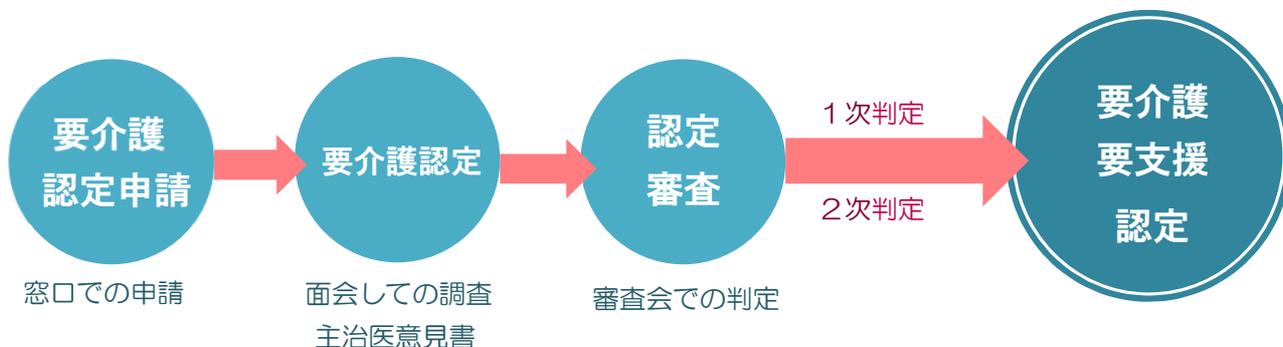
※2号被保険者への給付は、以下に記載する16種類の特定疾病により要介護状態が発生したと認められる場合に限りです。

- 末期がん
- 筋萎縮性側索硬化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期の認知症
- 脊柱管狭窄症
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- パーキンソン病関連疾患
- 脊髄小脳変性症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、腎症、網膜症
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 関節リウマチ
- 後縦靭帯骨化症
- 脳血管疾患

### STEP3

## 要介護認定を受けるには

要介護認定を受けるには、「要介護認定申請」を行い「訪問調査」を受け、主治医の意見書とともにその内容について「審査・判定」してもらうことが必要になります。



中之条町では、住民福祉課の窓口や地域包括支援センター等で「要介護認定申請」を受け付けています。

### 申請を行う人

被保険者本人、または家族、ケアマネジャー、施設職員などの代理人。

### 申請に必要なもの

#### ①「要介護・要支援認定申請書」

→町ホームページより印刷できますが、窓口でも用意しています。

※町から主治医に意見をうかがうため、申請書には主治医の氏名、医療機関名を記載する欄があります。

#### ②介護保険の被保険者証（65歳以上の方）

→40～64歳の方は健康保険の保険証をご持参ください。

#### ③身分証明書およびマイナンバー

→顔写真のついた身分証なら1点、ついていない身分証なら2点確認（コピー可）。

代理人申請の場合、代理人の身分証も必要になります。



以上の申請が受理されると、後日、訪問調査員による訪問調査が行われます。

次回は訪問調査の内容についてご紹介いたします。

住民福祉課 介護保険係  
75-8820（直通）  
75-2111（内線165）